

農地法第 3 条許可申請に必要な書類（農地所有適格以外の法人用）

申請の際は以下の書類全て揃え毎月 15 日までに提出してください。15 日が閉庁日の場合は直前の開庁日が締切日となります。

申請の都度下記の書類が原則として全て必要になります。

	書 類	部数	備 考	窓 口
1	申請書	1		農業委員会
2	申請書 別紙 1	1	譲受人の農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等	
3	土地の登記事項証明書	1	3ヶ月以内の全部事項証明	法務局
4	住民票の写し。戸籍の附票等	1	譲渡人の現住所と土地の登記事項証明書の住所が異なる場合（コピーしたものによる提出も可。ただし提出時に原本を提示すること）	市民窓口課等
5	営農計画書	1	新規就農（耕作面積が初めて 1,000 m ² を超える）の場合等	農業委員会
6	法人の定款	1	原本証明必要	
7	法人の登記事項証明書	1	3ヶ月以内の現在事項 全部証明書	法務局
8	解約条件などの条件付契約書の写し	1	別紙様式参照	
9	地域との役割分担確約書、協定書	1		
10	業務執行役員（支店長等）であることの証明書	1	法人代表者発行	
11	耕作証明書	1	譲受人の所在が長野市外の場合等	他市町村の農業委員会
12	誓約書	1	法人代表者印の押印が必要	農業委員会
13	委任状	1	任意様式で可（要押印）	

- ・ 所有権移転の場合は、各土地改良区において賦課金等の手続きが必要な場合があります。